

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン【概要】

はじめに（部活動改革の背景）

- 中学校の部活動は、これまで多くの教育的意義を有してきたが、少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の部活動の継続が困難
- 国の方針を踏まえ、市では令和5年5月に「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定、同年7月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、協議
- 令和7年12月に、文部科学省から地域クラブ活動に関する新たなガイドラインが公表され、その内容を参酌のうえ、本ガイドラインを策定

I 基本理念と活動指針

1 市の基本理念と全体像

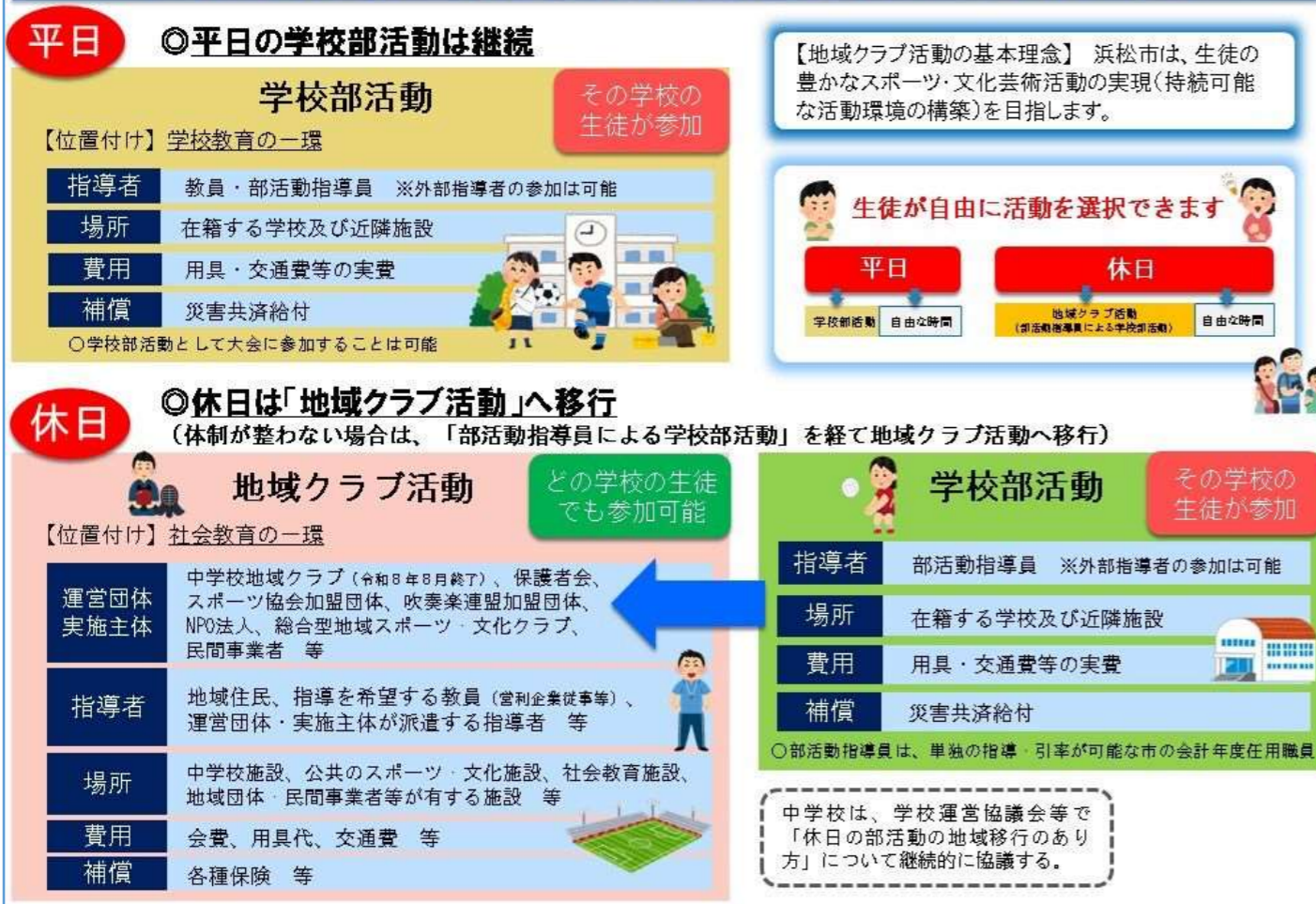
〔基本理念〕

「生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現」・「持続可能な活動環境の構築」

※これまで学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要

2 市の方向性

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域展開」イメージ図



- 令和8年9月以降、
 - ①平日の学校部活動は継続する
 - ②休日は地域クラブ活動へ移行する（地域展開）
 - ③地域クラブ活動の体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動（地域連携）を経て地域クラブ活動へ移行
- 中体連やコンクール等の大会参加を除き、原則、教員が休日に部活動には携わらない
- 平日の部活動の地域展開＝国や市の検証を踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に実施

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

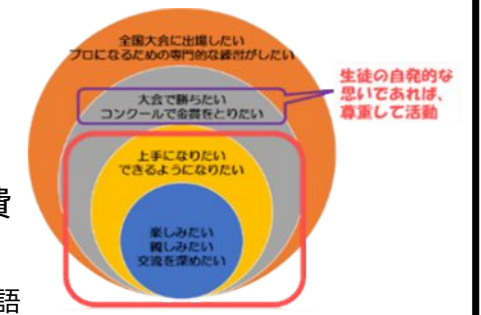
〔ターゲット〕

- ◆「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という目的をもつ生徒

〔運営〕

- ◆営利を目的とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、どの生徒も参加できるようにする

※「はまクル」＝「はままつ+地域クラブ(CLUB)」を短縮、融合させた造語



2 市の地域クラブ活動に関する認定制度

◎ はまクルの趣旨に沿って、市が認定したクラブ＝「はまクル認定クラブ」
〔はまクル認定クラブの効果（メリット）〕

- ◆「はまクルポータルサイト」を通じたクラブ員募集等の周知
- ◆中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援の対象
- ◆生徒の大会等への参加や指導を希望する教員の従事を円滑に行う

〔参加対象者〕

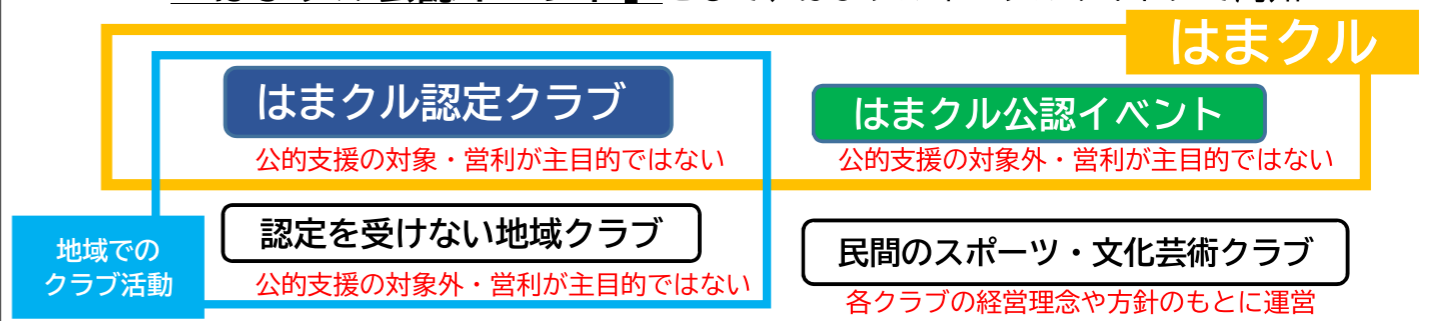
- ◆浜松市内に在住の中学生（私立・県立・国立中学校に通学する生徒も含む）が基本
- ◆希望するすべての生徒が参加可能＝セクション等の選抜は禁止
- ※安全面、平日部活動との連携等の理由から、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能
- ◆中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加が可能

〔5つの認定要件〕 ※以下の要件を規約に明記して申請（認定の有効期間は最大3年間）

- 【1】基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- 【2】複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- 【3】コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- 【4】公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- 【5】活動中のけがや賠償等のための保険への加入

〔はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い〕

- ◆認定を受けていない地域クラブや既存クラブの活動を阻害するものではない
- ◆はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、文化講座、単発のイベント等＝「はまクル公認イベント」として、はまクルポータルサイトにて周知



Ⅲ はまクルの円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

[市における体制整備]

- ◆将来的な平日の移行も見据え、様々な部署が一体となって取組を進める
- ◆学校とはまクル認定クラブの円滑な連携を進める統括コーディネーターの配置
- ◆令和8年度以降も、休日の地域展開の検証と平日移行の検討を進める協議会等の設置

[学校との連携]

- ◆はまクル認定クラブと学校は、活動方針やスケジュール等の情報共有を積極的に行う
- ◆特に、学校の設置部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が必要
- ◆活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等は、保護者の了承を得つつ、学校に情報提供

[関係団体・大学・企業等との連携]

- ◆スポーツ協会、文化振興財団、中体連等の関係団体との連携や協力体制を構築
- ◆指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣等、地元大学への協力依頼
- ◆クラブへの協力・支援を希望する企業向けに「企業応援制度（仮称）」を構築

2 はまクル認定クラブの活動指針

[①運営団体・実施主体]

- ◆既存クラブからの移行もしくは新たに団体を創設し、認定クラブ申請

[②指導者]

- ◆18歳以上（高校生は除く）の成人2名以上の指導者登録＝全員指導者人材バンクに登録
- ◆指導者としての資格は求めないが、活動開始までに所定の研修を受講
- ◆指導者を求めるクラブと人材バンク登録の指導者とのマッチングを行う
- ◆指導者の報酬は各クラブで適切な金額を決定

[③活動内容]

- ◆部活動に設置していないスポーツ・文化芸術活動もクラブ創設が可能
- ◆活動時間は原則、土日どちらか3時間程度
 - ※平日の部活動と休日の認定クラブ活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、各クラブや地域の実情に応じて、土日2日間連続して活動を行うなど柔軟な対応も可能
 - ※指導希望教員の指導日や中学校施設の優先使用等の公的支援は「土日どちらか3時間程度」を基準

[④活動場所（活動用具）]

- ◆原則として市立中学校の施設を活動場所に設定
- ◆休日の昼間は、無償かつ優先的に使用可能、学校備品の使用も可能

[⑤費用]

- ◆活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等を設定
- ◆経済的に困窮する家庭に対し、市が参加費等について適切な支援を行う

[⑥保険]

- ◆クラブ員や指導者は、自身のけが等の補償する保険と個人賠償責任保険に加入

[⑦管理責任]

- ◆各クラブ及び指導者の活動時における安全配慮義務

[⑧事故の防止やクラブ員の健康管理]

- ◆活動中や移動中の事故の防止及び健康管理に留意
- ◆暑さ指数（WBGT）31℃以上は原則運動中止、天候急変や落雷の危険感知の際は活動中止

[⑨活動場所への移動手段]

- ◆活動場所が遠方にある場合の移動手段の確保については、多様な政策分野と連携・協働

[⑩障がいのある生徒の活動機会]

- ◆障がいの有無に関わらず、生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備

Ⅳ 学校部活動の在り方

- ◆平日の部活動は、週2日を休養日とし、活動時間は2時間程度（準備等含む）
- ◆休日に部活動が実施できる条件
 - ・地域クラブの体制が整わない状況で、暫定的に部活動指導員の指導で活動する場合
 - ・中体連やコンクール等、部活動で参加が認められる大会や行事に参加する場合



浜松市立中学校部活動運営方針

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

[クラブ員の大会等の参加機会の確保]

- ◆参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるように留意
 - ◆大会によって、参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前確認と適切な対応が必要
 - ◆部活動でも参加可能な大会は、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校との連携、調整が必要
- [大会等への参加の引率や運営への従事]
- ◆参加にあたっては、クラブの指導者や運営スタッフが引率
 - ◆大会主催者からの依頼があれば、クラブ側も大会役員等の業務に積極的に従事する

Ⅵ 関連する制度の在り方

[教職員のはまクル認定クラブへのかかわり]

- ◆指導者や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、「営利企業従事等」の許可を申請
- ◆勤務校の部活動を母体とするクラブを含め、どのクラブに携わるかは自分で選択
- ◆はまクル認定クラブの代表者にはなることができない

[高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い]

- ◆クラブ員が所属する中学校と、高校入試に関して、必要に応じて情報共有
- ◆クラブと高等学校が入学者選抜に関する内容について直接やりとりしてはいけない

別冊資料

【別冊①】 はまクル認定クラブの認定制度（はまクル指導者人材バンク登録制度を含む）

- ・認定要件の具体的事項、制度の概要、人材バンク登録制度の概要を掲載

【別冊②】 はまクル認定クラブ「参加の手引き」

- ・運営をしたい方、指導者・運営スタッフ、生徒・保護者の参加手順等を掲載

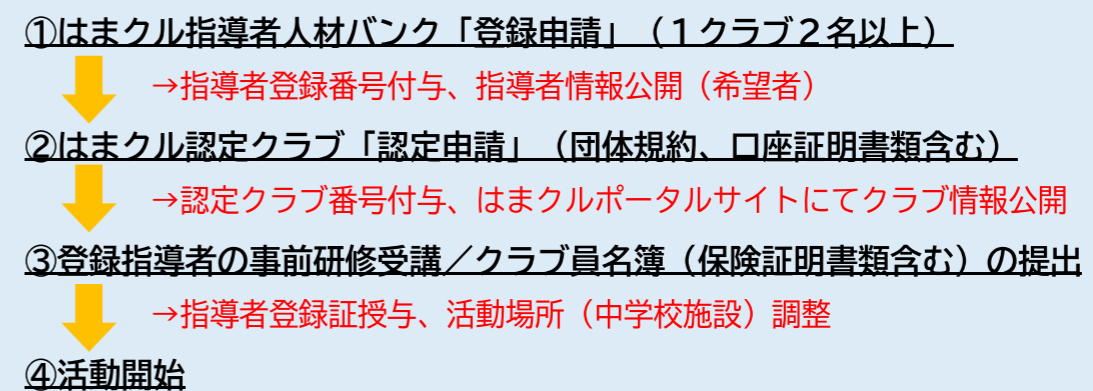
【別冊③】 はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル

- ・中学校施設の利用調整、鍵の管理、施設破損の対応、学校備品の使用等の細則を掲載

【別冊④】 はまクル認定クラブ申請書式等

- ・はまクル認定クラブの申請、登録内容の変更、認定取消等に必要の書式を掲載
- ※はまクル認定クラブ及びはまクル指導者人材バンクへの申請は、電子申請で対応

「はまクル認定クラブ」・「はまクル指導者人材バンク」申請の流れ



はまクルロゴマーク